

# 介護職員初任者研修課程に関する情報

## (1) 法人情報

- ①設置者の法人種別、名称並びに主たる事務所の所在地及び連絡先  
神奈川県（〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通り1）
- ②法人代表者の氏名  
桐谷次郎（教育長）
- ③研修事業担当者  
熊坂和也（校長）

## (2) 研修機関情報

- ①事業所の名称・住所  
神奈川県立津久井高等学校全日制課程福祉科  
〒252-0159  
神奈川県相模原市緑区三ケ木 272-1
- ②理念（校訓）

気品	本校生徒として気品高く堅持する。
勉学	独創をもととし、勉学にいそしむ。
健康	健康を大切にし、困難に負けない勇気と知性を持つ。
協力	明朗と友愛を以て互いに協力する。
自治	生徒会、部活動等の自治活動の向上を図る。
責任	社会の一員としての責任と義務を体得する。
友好	国際社会の友好と発展に尽くす資質を養う。

## ③学則

### 神奈川県立津久井高等学校学則

#### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この学校の名称を、神奈川県立津久井高等学校（以下「津久井高校」という。）と定める。

(目的)

第2条 津久井高校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。

(位置)

第3条 津久井高校の位置は、神奈川県相模原市緑区三ケ木 272 番地の 1 とする。

(課程及び学科)

第4条 津久井高校の課程及び学科は、全日制の課程普通科、同課程福祉科及び定時制の課程普通科とする。

(定員)

第5条 生徒の定員は、別に定めるところによる。

(修業年限)

第6条 修業年限は、全日制の課程にあっては3年、定時制の課程にあっては3年又は4年とする。

- 2 生徒がこの学校に在学することができる年数は、全日制の課程にあっては6年、定時制の課程にあっては8年とする。ただし、校長が6年又は8年を超えて在学することについて特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

#### 第2章 学年、学期、休業日等

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (2) 日曜日及び土曜日
  - (3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業日として学年を通じて60日以内で、校長があらかじめ教育長に届け出た日
- 2 前項第3号に規定する休業日の日数には、同項第1号及び第2号までに規定する休業日を含むものとする。

(振替授業)

第10条 校長は、学校行事としての体育祭、文化祭等恒例の行事を行う場合、その他教育の実施上特別の事情がある場合は、授業日と休業日を、又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

(臨時休業)

第11条 校長は、非常変災その他急迫の事情がある場合又は教育の実施上特に必要と認める場合は、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程及び教科書等

(教育課程)

第12条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

- 2 各教科に属する科目及び特別活動の単位数及び授業時数は、校長が別に定める。

(教科書等)

第13条 津久井高校において使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条に規定する教科書をいう。）は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が採択したものとする。

- 2 前項に規定する教科書がない場合には、校長が選定する他の適切な教科用図書を使用することがある。

### 第4章 修了及び卒業の認定等

(修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与)

第14条 校長は、各学年の課程の修了を認定するに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(卒業認定等の基準)

第15条 前条に規定する卒業の認定等にかかる基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留置)

第16条 校長は、当該学年の所定の教育課程を修了することができなかった生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

### 第5章 入学、転学、休学、退学等

(入学資格)

第17条 津久井高校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学資格)

第18条 第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を終了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の志願)

第19条 津久井高校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選抜)

第20条 入学者の選抜は、教育委員会の定めるところに従い、校長がこれを行う。

2 編入学者の選抜は、校長が別に行う。

(入学の許可及び手続き)

第21条 入学の許可は、校長がこれを行う。

2 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

(転学)

第22条 校長は、他の高等学校からこの学校に転入学を志望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第23条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転籍)

第24条 校長は、全日制の課程及び定時制の課程相互の間の転籍を志望する生徒があるときは、修得した単位に応じて、相当学年に転籍させることがある。

(休学及び退学)

第25条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため休学又は退学しようとするときは、保護者は、休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を超えることはできない。

3 校長は、生徒のうち休養又は療養の必要があると認める者があるときは、休学を命ずることがある。

(復学及び再入学)

第26条 休学中の生徒が休学期間の満了前に復学しようとするときは、保護者は、復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠席)

第27条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため欠席しようとするときは、保護者は、欠席届を校長に提出しなければならない。

(出席停止)

第28条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるときは、その者に対し出席を停止させることがある。

(忌引)

第29条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

(氏名又は住所の変更)

第30条 生徒は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

2 保護者の変更又はその氏名もしくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

## 第6章 賞罰

(表彰)

第31条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することがある。

(懲戒)

第32条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第7章 授業料等

(授業料等)

第33条 入学検定料、入学金及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和33年神奈川県条例第3号）の定めるところによる。

- 2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

## 第8章 職員組織

(職員組織)

第34条 津久井高校の職員組織は、校長が別に定めるところによる。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日の前日においてこの学校に在学する生徒の在校年限については、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号の定める日までの間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に全日制の課程に入学した生徒  
平成26年3月31日

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に全日制の課程に入学した生徒  
平成27年3月31日

(3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に定時制の課程に入学した生徒  
平成27年3月31日

(4) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に定時制の課程に入学した生徒  
平成28年3月31日

(5) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に定時制の課程に入学した生徒  
平成29年3月31日

(6) 第1号及び第2号に掲げる期間以外の期間に全日制の課程に入学した生徒  
平成25年3月31日

(7) 第3号から第5号までに掲げる期間以外の期間に定時制の課程に入学した生徒  
平成26年3月31日

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

④研修施設、図書室（蔵書数を含む）等の設備の概要

教室等の名称	面積	共用先	教室等の名称	面積	共用先
普通教室A	71.0 m <sup>2</sup>	なし	入浴実習室	71.0 m <sup>2</sup>	なし
普通教室B	71.0 m <sup>2</sup>	なし	看護実習室	76.8 m <sup>2</sup>	なし
普通教室C	71.0 m <sup>2</sup>	なし	調理実習室	115.2 m <sup>2</sup>	学内共用
講師控室	38.4 m <sup>2</sup>	なし	被服実習室	115.2 m <sup>2</sup>	学内共用
介護実習室	100.4 m <sup>2</sup>	なし	図書室	184.3 m <sup>2</sup>	学内共用
介護実習室（和室）	14.8 m <sup>2</sup>	なし	事務室	106.6 m <sup>2</sup>	学内共用

※図書室蔵書数：約 22,000 冊 土地面積：35619,5 m<sup>2</sup> 建物延面積：11706,4 m<sup>2</sup>

(3) 研修の概要

①対象者

本校福祉科2学年

②定員

40名

③研修受講までの流れ（募集、申し込み）

募集・申込 ⇒ 神奈川県教育委員会

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/40/4020/index.html>

資料請求先 ⇒ 神奈川県立津久井高等学校

〒252-0159 神奈川県相模原市緑区三ヶ木272番地の1

電話：042-784-1053 / FAX：042-784-7960

④費用

介護職員初任者研修課程用テキスト代 5,400円

訪問介護実習費 1,000円

検便検査代 1,200円

賠償責任保険加入費 300円

⑤留意事項、特徴、受講生へのメッセージ

カリキュラムを全て出席し、技術演習における習得度評価及び筆記試験による修了評価の認定基準を超えている受講者に対し、修了証明書を発行する。

(4) 課程責任者

①課程編成責任者

福祉科教諭 林 睦

「福祉」教員免許

社会福祉士

介護福祉士

精神保健福祉士

(5) 研修カリキュラム

①科目別担当教員名 (教員の氏名、略歴、保有資格)

	氏名	担当科目	資格・免許
必置教員	林 睦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務の理解</li> <li>・介護における尊厳の保持・自立支援</li> <li>・介護の基本</li> <li>・介護・福祉サービスの理解と医療との連携</li> <li>・介護におけるコミュニケーション技術</li> <li>・老化の理解</li> <li>・認知症の理解</li> <li>・障害の理解</li> <li>・こころとからだのしくみと生活支援技術</li> </ul>	「福祉」教員免許 社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士
	多田 千晶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務の理解</li> <li>・介護における尊厳の保持・自立支援</li> <li>・介護の基本</li> <li>・介護・福祉サービスの理解と医療との連携</li> <li>・介護におけるコミュニケーション技術</li> <li>・老化の理解</li> <li>・認知症の理解</li> <li>・障害の理解</li> <li>・こころとからだのしくみと生活支援技術</li> </ul>	「福祉」教員免許 社会福祉士 介護福祉士
	依田 春佳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務の理解</li> <li>・介護における尊厳の保持・自立支援</li> <li>・介護の基本</li> <li>・介護・福祉サービスの理解と医療との連携</li> <li>・介護におけるコミュニケーション技術</li> <li>・老化の理解</li> <li>・認知症の理解</li> <li>・障害の理解</li> <li>・こころとからだのしくみと生活支援技術</li> </ul>	「福祉」教員免許 社会福祉士 介護福祉士

	上村 圭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務の理解</li> <li>・介護における尊厳の保持・自立支援</li> <li>・介護の基本</li> <li>・介護・福祉サービスの理解と医療との連携</li> <li>・介護におけるコミュニケーション技術</li> <li>・老化の理解</li> <li>・認知症の理解</li> <li>・障害の理解</li> <li>・こころとからだのしくみと生活支援技術</li> </ul>	「福祉」教員免許
--	------	---	----------

## (6) 実習施設

### ①協力実習機関の名称・住所等

サービス種別	施設名・事業所名	所在地
訪問介護事業所	津久井郡農業共同組合 JA ふれあい支援センター	神奈川県相模原市緑区中野 550 番
訪問介護事業所	社会福祉法人 上溝緑寿会 ずっと我が家上溝本町	神奈川県相模原市中央区上溝 5423 番地 5 号
訪問介護事業所	社会福祉法人 愛泉会 リバーサイド田名ホーム ホームヘルプステーション	神奈川県相模原市中央区田名 8512 番地 1
訪問介護事業所	医療社団法人 晃友会 グリーンヒルズ相模原 訪問介護ステーション	神奈川県相模原市緑区大島 1583 番 1
訪問介護事業所	社会福祉法人 大智の会 塩田ホーム ホームヘルプステーション	神奈川県相模原市中央区田名塩田二丁目 5 番 24 号
訪問介護事業所	社会福祉法人 ワゲン福祉会 相陽台ホーム	神奈川県相模原市南区下溝 4303
訪問介護事業所	社会福祉法人 恩賜財団 神奈川同胞援護会 シルバータウン大野台ケアセンター	横浜市西区岡野二丁目 15 番 6 号
訪問介護事業所	有限会社 ネオビジョン ジェイケア	神奈川県相模原市中央区田名塩田 3-2-47
訪問介護事業所	特定非営利活動法人 津久井福祉会 ほのぼのサービスセンター	神奈川県相模原市緑区太井 165-1
訪問介護事業所	社会福祉法人 幸会 ヘルパーステーション幸園	神奈川県相模原市南区相模大野 9-12-22

### ②協力実習機関の演習担当者名

施設名・事業所名	実習担当者名
津久井郡農業共同組合 JA ふれあい支援センター	杉本 雅美
社会福祉法人 上溝緑寿会 ずっと我が家上溝本町	永瀬 安曇
社会福祉法人 愛泉会 リバーサイド田名ホーム ホームヘルプステーション	高橋 綾子

医療社団法人 晃友会 グリーンヒルズ相模原 訪問介護ステーション	種村 寧子
社会福祉法人 大智の会 塩田ホーム ホームヘルプステーション	幡野 麻美
社会福祉法人 ワゲン福祉会 相陽台ホーム	鈴木 妙子
社会福祉法人 恩賜財団 神奈川同胞援護会 シルバータウン大野台ケアセンター	平野 智子
有限会社 ネオビジョン ジェイケア	金田 秀子
特定非営利活動法人 津久井福祉会 ほのぼのサービスセンター	岩下 みき子
社会福祉法人 幸会 ヘルパーステーション幸園	深沢 真奈美

### ③実習プログラム内容、プログラムの特色

実習目標 : ①在宅における介護について理解する。  
②家族への支援について考える。  
③他職種との連携について学ぶ。

実習項目 : 身体介護  
生活援助

### ④協力実習機関における述べ人数

各施設 5 名程度

### (7) 実績情報

- ①過去の研修実数回数 (5回)
- ②過去の研修延べ参加人数 (174名)
- ③卒業生の述べ人数 (658名)

### (8) 連絡先等

※(3) - ③参照